

一般廃棄物処理基本計画に関する
基本的な考え方について

(答 申)

平成23年11月18日

羽村市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物処理基本計画に関する 基本的な考え方について

(答 申)

平成21年6月5日付で、当審議会に諮問された「一般廃棄物処理基本計画に関する基本的な考え方について」について、次のとおり答申します。

平成23年11月18日

羽村市長 並 木 心 様

羽村市廃棄物減量等推進審議会

会 長 伊 藤 保 久

副会長 小 山 徳 幸

委 員 宇都宮 建 二

小 作 豊

指 田 富 一

佐 藤 由 美

島 田 善 道

下 田 壮

鈴 木 洋 子

関 美智子

蘆 貝 郁 子

西 野 礼 子

松 尾 智 子

三 宅 幸 子

吉 崎 寛 子

(五十音順)

目 次

はじめに	3
羽村市一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方についての意見	4
I 羽村市廃棄物行政の課題	5
II ごみ処理基本計画	
1 基本方針	8
2 基本方針と関連する施策	10
3 数値目標	12
III 生活排水処理基本計画	
1 生活排水の適正処理計画	13
IV 資 料	15
(1) 羽村市廃棄物減量等推進審議会に対する諮問について（写）	16
(2) 羽村市廃棄物減量等推進審議会審議経過	17

はじめに

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動によって、人々は物質的な豊かさを手に入れることができたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大して、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じている。

国においては環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の制定など、法整備が進められており、これらの法体系のもとで、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要がある。そのためには市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められている。

羽村市では、資源の分別収集や資源回収、剪定枝の資源化等を実施し、ごみの減量化・資源化を推進しているが、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応し、循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要がある。

一方、生活排水処理においては、公共下水道の普及に伴い、高い水洗化率を保持していることから、公共用水域の水質は良好な状況を保っている。今後も、本市の大切な水環境でもある多摩川や玉川上水等の保全を継続していく必要がある。

さらに、3Rを推進し、循環型社会の形成を図るためには、本市と可燃ごみを共同処理している西多摩衛生組合及び組合構成市町（青梅市、福生市及び瑞穂町）が広域的な取組みの中で、統一した課題の認識と効率的な廃棄物処理施策を推進していく必要がある。

このような状況のなかで、本審議会は、市長から諮問された、「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」について審議した結果は後述のとおりである。

一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方についての意見

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、現行の計画が平成19年3月に策定し、廃棄物処理に関して必要な施策を推進しているものである。

本審議会では、一般廃棄物処理に関する具体的な考え方や行動等を示した平成23年2月21日付で取りまとめた中間報告を踏まえて、更に審議を重ねてきた。

次頁以降に廃棄物行政の課題を抽出し、その課題の解決に向けたごみ処理及び生活排水処理における基本方針とその基本方針を達成するための様々な施策を述べており、これらの取り組みが推進されることを望むものである。

また、本市と可燃ごみを共同処理している西多摩衛生組合及び組合構成市町(青梅市、福生市及び瑞穂町)が可燃ごみ以外の廃棄物の共同処理も視野に入れ、統一した課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として策定され、羽村市廃棄物行政の課題の解決に向けて前進することを期待する。

I 羽村市廃棄物行政の課題

1 ごみの発生及び排出抑制・資源化に関する課題

- ◇ ごみ減量化及びごみに対する意識の向上を目的として実施している資源回収の回収品目及び回収量の拡大を図る必要があると考える。
- ◇ 燃やせるごみの中に紙類等の資源物が混入していることから、分別の徹底を図る必要があると考える。
- ◇ 生ごみについては、水切りを励行するよう啓発活動を行うとともに家庭用生ごみ処理機等の普及を推し進め、減量化・再資源化を推進する必要があると考える。
- ◇ ごみの収集及び処理費用の公表を行っているが、更に多様な情報媒体を活用して市民にコスト意識を促す必要があると考える。
- ◇ 家庭系及び事業系ごみの処理手数料は、西多摩衛生組合構成市町ごとに異なっていることから、統一的な料金体系等を検討する必要があると考える。
- ◇ 剪定枝の資源化の利用先は、チップとして個人への無料配布や公園での利用が行われているほか、西多摩衛生組合環境センターにおける排ガス対策用に活性炭として利用できることから、現在有料となっている剪定枝の回収を無料化して推進することが望まれる。
- ◇ 事業系の燃やせるごみの多くが紙類や食品廃棄物であると考えられることから、紙類及び食品廃棄物の資源化・減量化の促進を図る必要があると考える。
- ◇ 事業所（多量排出事業者）に対して減量化計画策定の義務化を図り、立入調査等を行うなど、指導を強化して事業系の燃やせるごみの減量化を推進する必要があると考える。

2 収集・運搬に関する課題

- ◇ 低炭素社会に対応するため、環境に配慮した、収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があると考える。
- ◇ 小規模事業所等のごみが家庭系収集ごみへ混入することを防ぐ必要があると考える。
- ◇ 戸別収集を基本としたごみの収集を行っているが、集合住宅ではごみ集積所にて回収を行っていることから、分別のマナーが守られていない場合もあり、広報紙等により継続的に協力を呼びかけていく必要があると考える。
- ◇ 広域処理の取組として、本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議して分別品目や収集方法の統一を図る必要があると考える。

3 ごみの中間処理に関する課題

- ◇ 羽村市リサイクルセンターにおいては、稼働後 15 年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要がある。更に、資源化施設の効率的な運営を目的として、処理能力と稼働率の検証や地域性を考慮し、本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があると考える。
- ◇ 西多摩衛生組合の焼却施設においては、稼働後 13 年が経過しているため、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて一定年数ごとの基幹的整備を実施しながら、ごみ搬入量に適した処理能力の検討と施設の延命化を図る必要があると考える。
- ◇ 施設の整備にあたっては、循環型社会形成推進交付金制度を活用するなど、財政負担の軽減を図る必要があると考える。

4 最終処分に関する課題

- ◇ 平成 18 年度以降、焼却残渣をエコセメントの原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少したが、更なる最終処分場の延命化を図る必要があると考える。

5 生活排水処理の課題

- ◇ 水洗化率 100%を達成するためには、公共下水道整備区域内の未接続の家庭が、公共下水道への切替を行わなければならない。今後、広報紙や説明会において、切替の P R を行うことが必要であると考ええる。
- ◇ 公共下水道の普及に伴い、し尿処理施設へのし尿・浄化槽汚泥搬入量は僅かとなっているが、工事現場の簡易トイレ等からの抜き取りもあることから、必要不可欠な施設である。しかし、1kℓあたりの処理コストが著しく高いものとなっており、施設運営について検討する必要があると考える。
- ◇ 羽村市クリーンセンターは、稼動開始から 17 年が経過しており施設の老朽化が著しいため、今後基幹的整備が必要であると考ええる。
- ◇ 現在、燃やせるごみの処理については 3 市 1 町（青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町）の広域処理が確立しているが、し尿処理施設は同広域圏にあって 4 施設体制を継続しているため、公共下水道の普及に伴い、し尿等の処理量が減少していく中で、将来に向けて施設の統合等を検討する必要があると考える。
- ◇ 浄化槽法では、浄化槽の法定検査、保守点検、清掃といった維持管理を定期的に行うことが義務付けられているが、管理の不十分な状況が見受けられる。浄化槽は適正な維持管理を行わないと適正な機能を発揮しないため、広報紙などにより継続的に、浄化槽の適正な維持管理を呼びかける必要があると考える。

II ごみ処理基本計画

1 基本方針

(1) 3Rの推進

3R（リデュース＜Reduce：発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle：再生利用＞）を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ることとする。

(2) 市民・事業者・行政の役割分担の明確化

ごみに関する市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要がある。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、三者が連携した検討会議（通称「ごみゼロ会議」）を設置し、協力体制を更に創りあげることとする。

(3) 適正処理・処分の推進

① 焼却処理

燃やせるごみは、焼却施設で適切に焼却処理し、サーマルリサイクル（廃棄物から熱エネルギーを回収し利用すること）を行う。但し、温室効果ガス削減のため、燃やせるごみの焼却は極力減らし、低炭素社会へ向けて取り組んでいくものとする。

② 破砕・選別処理

資源物・燃やせないごみ・粗大ごみは、リサイクルセンター等で適正に破砕・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努める。

③ 最終処分

燃やせないごみ等のうち、リサイクルセンター等で処理後の資源にならない破砕選別不燃物は最終処分場で適正に最終処分を行う。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

全てのごみは資源であるという観点から、搬入、処理、搬出の管理を行い、本市で発生する資源物の流れを把握し、低炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとする。

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

西多摩衛生組合及び組合構成市町との間で、財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、経費削減を目的とした業務の集約を検討し、ごみ処理業務における合理化・効率化の推進を図ることとする。

2 基本方針と関連する施策

(1) 発生及び排出抑制・資源化計画

- ◇ 低炭素社会、資源循環型社会にそったライフスタイルへの移行
- ◇ 発生及び排出抑制の推進
- ◇ 資源ごみ回収率の増加
- ◇ 地域の3R運動の活性化

(2) 収集・運搬計画

- ◇ 効率的な収集、運搬方法の構築
- ◇ 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
- ◇ 収集車両に低公害車を導入

(3) 中間処理計画

- ◇ 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- ◇ 焼却に伴う環境負荷の低減及び低炭素社会の推進
- ◇ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- ◇ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- ◇ 広域処理に向けた資源化処理施設の統合
- ◇ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持

(4) 最終処分計画

- ◇ 排出段階、中間処理段階で極力減量化に努める

- ◇ 最終処分場の延命化

- ◇ 関係自治体との連携による現有処分場の適正な維持管理

3 数値目標

数値目標の設定にあたっては、羽村市長期総合計画の取組目標指標と整合を図るものとし、計画目標年度の平成 38 年度までに、平成 22 年度比総排出量を 16.2%減とし、総資源化率を 42.8%以上を目標値とする。

Ⅲ 生活排水処理基本計画

1 生活排水の適正処理計画

(1) 基本方針

公共下水道整備計画は処理区域全域において完了しており、その接続率 100%を早急に達成することにより、更なる公衆衛生の向上と公共用水域における環境保全に努めるものとする。

(2) 収集・運搬計画

発生量の動向を見極めながら、安定的に収集・運搬業務が遂行できるように体制を整備する。

(3) 中間処理計画

処理施設の適正で安定した運転を維持するため、計画的な保守・メンテナンス作業に加えて、施設の延命化のため、定期的な維持補修を行い維持管理に努める。

(4) 施設整備計画

羽村市クリーンセンターは基幹整備の必要があるが、公共下水道の普及によりし尿処理量が減少し、単独処理の対応が困難な状況であることから、組合構成市町で協議し、し尿処理施設の統合等を目指す。

資 料



羽産生発第 3047号
平成21年 6月 5日

羽村市廃棄物減量等推進審議会長 殿

羽村市長 並木 心



羽村市廃棄物減量等推進審議会に対する諮問について

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年条例第43号）第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 リユースの推進に関する基本的な考え方について
- 2 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について

（理由）

- 1 循環型社会の実現に向けて、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進しており、リデュース、リサイクルは高い成果を上げているが、それらの取り組みと比較してリユースに対する取り組みが劣っているため、今後どのような考え方をもって推進していくかを審議していただきたいため。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成23年度に作成する本計画について、どのような考え方をもって策定するかを審議していただきたいため。

羽村市廃棄物減量等推進審議会審議経過

平成22年度		
審議回数	開催日及び会場	審議会の概要
第1回	平成22年6月24日（木） 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度のごみ量について ○ 平成22年度リサイクル品販売事業について ○ 剪定枝の資源化について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第2回	平成22年8月20日（金） 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第3回	平成22年9月28日（火） 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第4回	平成22年11月30日（火） 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第5回	平成23年1月24日（月） 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について ○ 燃やせるごみの組成分析結果について

平成23年2月21日付、羽産生発第14098号

「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」中間報告

平成23年度		
審議回数	開催日及び会場	審議会の概要
第1回	平成23年6月6日(月) 羽村市役所特別会議室 西多摩衛生組合環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱状の交付 ○ 羽村市廃棄物減量等推進審議会の制度について ○ 会長及び副会長の選任について ○ 羽村市廃棄物減量等推進審議会について ■ 羽村市廃棄物減量等推進審議会傍聴の定めについて ■ 羽村市廃棄物減量等推進審議会に関わる計画等について ○ 平成22年度のごみ量について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について(中間報告) ○ ごみ処理施設の視察について ■ 西多摩衛生組合環境センター
第2回	平成23年8月31日(水) 羽村市役所特別会議室 東京たま広域資源循環組合 羽村市リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設の視察について ■ 東京たま広域資源循環組合 ■ 羽村市リサイクルセンター ○ 第1回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第3回	平成23年10月6日(木) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について
第4回	平成23年10月25日(火) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回審議会会議録の確認について ○ 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について